

一般社団法人日本車いすテニス協会

推薦スタッフ選考規程

(本規程の目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本車いすテニス協会（以下「当法人」という）が、当法人の日本代表選手団（以下「選手団」という）を編成するにあたり、選手団のうち、ナショナルコーチ、トレーナーの他、統括者等に準ずる役職の者（以下「スタッフ」という）の選考に関し、必要な基準を定める。

(選手団編成の基本方針)

第2条 当法人は、スタッフに対し、パラリンピック及びパラスポーツの発展に寄与するとともに、法令等の社会規範および当法人の定める各種規程を遵守し、公平・誠実・協調を旨として行動できる者であることを求める。

2 当法人は、スタッフに対し、選手団の選手が最高のパフォーマンスを発揮できるよう、サポートできる能力がある者であることを求める。

(スタッフの選考基準)

第3条 スタッフの選考に当たっては、以下の各号を満たすものを選考することとし、選考委員会で候補者の適格性を確認した後、理事会で決定する。

- ① 当法人の会員であること
- ② 次条に定める各号が生じるおそれがないこと

2 スタッフの選考に当たっては、以下の各号を十分に考慮し、前条の選手団編成方針に適合するよう努めなければならない。

- ① 過去の派遣実績
- ② 過去の国際試合の経験の有無及び実績
- ③ 選手団で求められる知識及び経験
- ④ 法令等の社会規範および当法人の定める各種規範の遵守可能性
- ⑤ その他これらに準ずる事項

3 スタッフの選考及びスタッフ候補者の選考にあたっては、過去の競技実績のみに囚われてはならない。

(欠格事由)

第4条 当法人は、スタッフ候補者またはスタッフに、次の各号に定める事情があることを認めた場合、理事会の決定で、当該スタッフ候補者またはスタッフの任を解くことができる。

- ① 心身の不調等によって、職務の継続が困難なとき
- ② 2週間以上継続して連絡が不通となったとき

- ③ 第3条第1項に掲げる基準を失ったとき
- ④ 選手団の他の構成員に対し著しい悪影響を与えるとき
- ⑤ スタッフとして活動するために必要な資格を取得しないとき
- ⑥ スタッフとして活動するために各種手続を履践しないとき
- ⑦ その他スタッフとして不適格であると理事会が認めたとき

(個別規定)

第5条 本規程のほかに、個別の大会ごとの基準、規程その他これらに準ずる規範が存在するときは、原則として、それらの個別規程等の定めが本規程に優先する。

(改 廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、2024年7月16日から施行する。